

若年性認知症支援のてびき

ご本人・ご家族・支援者のために
～生活を支える制度と将来設計～

改訂版



平成30年3月

富田林市 高齢介護課

第1・第2・第3ほんわかセンター

はじめに

この「若年性認知症支援のてびき（改訂版）」は、平成 24 年・26 年に大阪府が作成したハンドブックを参考に、富田林市にお住まいの方が利用できる制度やサービスをわかりやすく作成したものです。

～目次～

1. 若年性認知症とは？

1	若年性認知症の定義	1
2	原因となる疾患	1
3	若年性認知症の特徴	3
4	若年性認知症を疑う初期の注意すべき変化	4
5	早期発見・早期治療のポイント	5

2. 生活を支える社会福祉制度の活用

1	障がい者手帳	6
2	自立支援医療（精神通院医療）	8
3	高額療養費助成制度	8
4	傷病手当金	8
5	特別障がい者手当	8
6	障がい年金（基礎年金・厚生年金・共済年金）	9
7	所得を補助するための制度	10
8	障がい者福祉制度の利用	10
9	就労について	10
10	介護保険制度の利用	11
11	日常生活自立支援事業の活用	11
12	成年後見制度の活用	12
13	生活の工夫と将来の計画	12
14	交流会・仲間作り	14

3. 認知症や家族を支援する富田林市の施策

1	認知症介護家族の交流会	16
2	もの忘れ医療介護相談	16
3	ものわすれ相談	16
4	認知症サポーター養成講座	17
5	徘徊高齢者SOSネットワーク	17
6	位置検索性端末機の貸与	17
7	災害・緊急時の安心携帯カードの発行	18
8	鶴亀携帯版の発行	18

4. 大阪府内認知症疾患医療センター

5. 相談機関

1. 若年性認知症とは？

1 若年性認知症の定義

18 歳から 65 歳までの間に発症した認知症のことを『若年性認知症』と呼んでいます。

高齢者であっても若年者であっても、病気としては同じであり、医学的な違いはありません。

それではなぜ「若年性認知症」といって区別するのでしょうか？

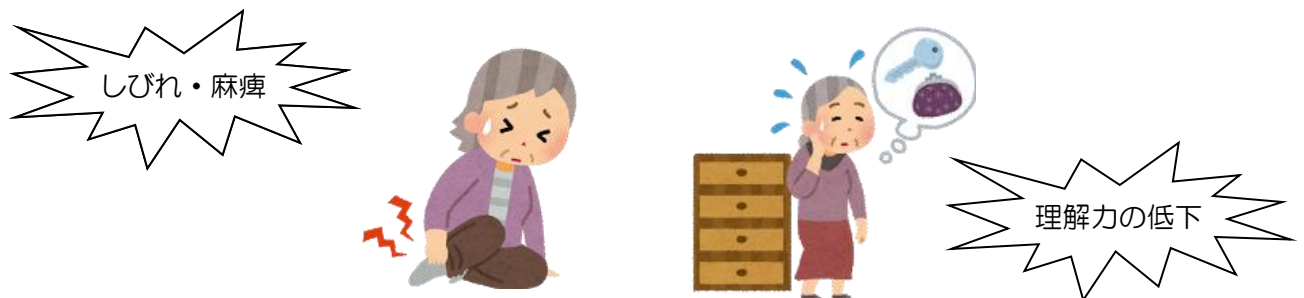
それは、この世代が働き盛りであり、家庭や社会で重要な役割を担っていることが多く、病気によって仕事や生活に支障が出ると、本人や家族だけでなく社会的な影響が大きいからです。



2 原因となる疾患

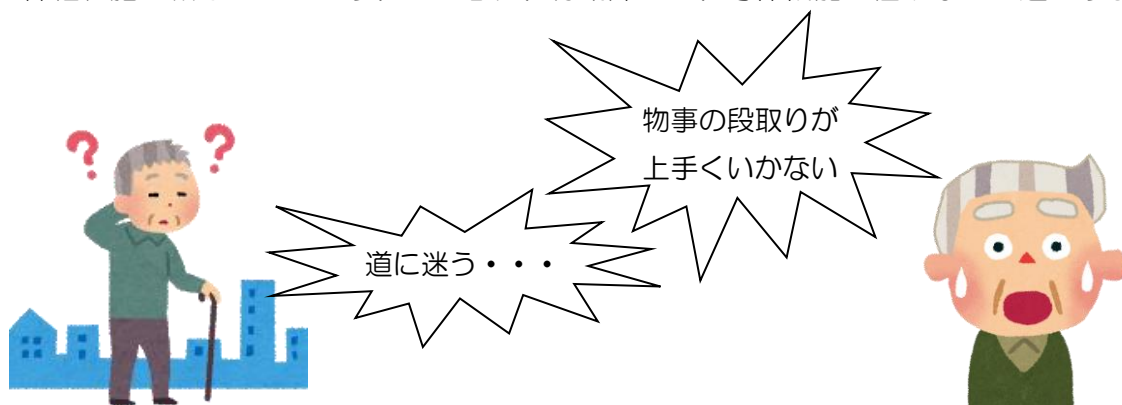
脳血管性認知症

血管が詰まったり、破れたりすることにより、障がいが起こります。正常な部分と障がいされる部分が混在しているのが特徴です。



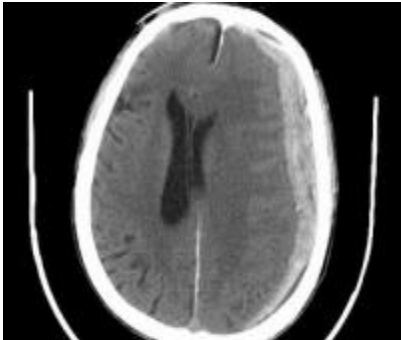
アルツハイマー型認知症

脳の神経細胞が減ることにより、もの忘れ、行動障がい、身体機能の低下などが起こります。



頭部外傷後遺症

交通事故などで頭部にケガを負ったことにより起こる障がいの総称です。

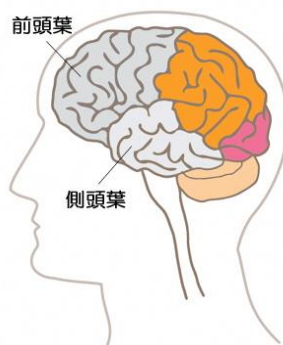


CTの画像です。右側に白く映っているのは頭蓋内出血です。

頭部外傷の後遺症は、軽症であれば特に問題なく回復しますが、手足の麻痺、言葉の障がい、感情のコントロールができないなどの症状が出る「高次脳機能障がい」を発症したり、認知症の症状が出ることもあります。

前頭側頭葉変性症

脳の一部である前頭葉と側頭葉が萎縮し、意欲低下や性格変化などが起こります。ピック病もこれに含まれます。



前頭葉（思考、判断、行動の決定、脳の司令塔）
側頭葉（聴覚や味覚、感情のコントロール）
これらの萎縮が目立ち、記憶障がいよりも人格障がい（個性）が著明にみられます。また言われている意味はわかるのに、考えている言葉が出てこなくなったり、同じ行動を繰り返したりします。

レビー小体型認知症

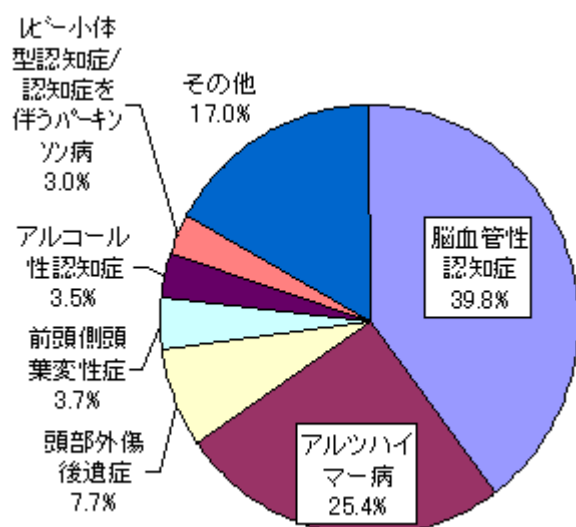
脳の中にレビー小体という物質が蓄積することで、手足のふるえやこわばりなどが起こり、日常生活が困難な状態になっていきます。パーキンソン症状を合併するのが特徴です。



パーキンソン症状や記憶障がいに加えて、実際にはないものや人が見えるなどの幻視が早くから出現します。1日のうちで症状に変動があり、落ち着いている時と興奮などの症状が強くなる時を繰り返します。

※甲状腺機能低下症、正常圧水頭症、慢性硬膜下血腫など、早期に治療すればよくなる認知症もあります。

若年性認知症の基礎疾患の内訳



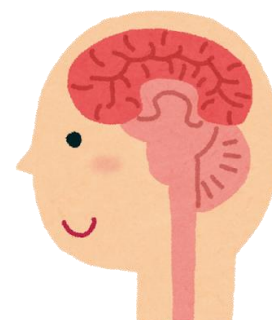
平成 21 年厚生労働省

「若年性認知症の実態等に関する調査結果」より

男性では	1 位	脳血管性認知症
	2 位	アルツハイマー型認知症
	3 位	頭部外傷後遺症
女性では	1 位	アルツハイマー型認知症
	2 位	脳血管性認知症
	3 位	前頭側頭葉変性症
		レビー小体型認知症

③ 若年性認知症の特徴

- 発症年齢が若い
- 男性に多い
- 異常に気がつくが、認知症とは思わず受診が遅れる
- 初発症状が認知症に特有でなく、診断しにくい
- 経過が急速で、BPSDが目立つと考えられている
- 経済的な問題が大きい
- 主介護者が配偶者であることが多い
- 親の介護と重なり、複数介護となることがある
- 子どもの教育・結婚など、家庭内での課題が多い



認知症の症状には記憶障がいや実行機能障がい（計画や段取りをたてることができなくなる障がい）、見当識障がい（時間や場所など自分がおかれている環境を理解する能力の障がい）などの「中核症状」と呼ばれるものと、二次的に起きてくる「行動・心理症状（BPSD）」とがあります。

行動・心理症状（BPSD）について

出現頻度は若年性認知症全体では認知症高齢者と同じくらいで、約 2/3 の人にみられますが、内容に少し違いがあり、高齢者では無関心やうつが多いのに比べ、若年性では興奮が最も多く、体力があることから、症状が強く出ているように見えます。

さらに攻撃性、妄想も少なくなく、これらの陽性症状は無関心やうつなどの陰性症状に比べ、家族や介護者の負担の大きな原因となります。



【出典】認知症サポーター養成講座標準教材 (NPO) 法人地域ケア政策ネットワーク 全国キャラバン・ネット連携協議会作成

4 若年性認知症を疑う初期の注意すべき変化

代表的な変化	具体例
記憶障がい	☐ 同じことを何度も尋ねる ☐ 同じものを毎日のように買ってくる ☐ 同じ料理ばかりになる ☐ 約束を忘れる・忘れ物をする ☐ 電話の伝言ができない
気分の落ち込み	☐ 気分がふさいでいることが多くなる ☐ 元気がない ☐ 出かけようとしない、人に会いたがらない ☐ 仕事に行きたがらない ☐ 不眠の訴え
イライラ、怒りっぽい	☐ イライラして落ちつかない感じのときが多くなる ☐ 穏やかな性格だったのに、すぐ怒るようになる ☐ 間違いを指摘すると非常に怒る ☐ 事実とは異なる被害的なことを言い攻撃的になる ☐ 自分の悪口を言われていると言う、嫉妬妄想
めまい、頭痛、耳鳴り	☐ めまい、頭痛、耳鳴りなどの訴えが頻繁にある ☐ 頭痛薬などを多用する
嗜好の変化	☐ 食べ物の好みが変わる（甘い物、味の濃い物を好む） ☐ 買い物が続ける ☐ 子どもたちに優しくなくなる ☐ 自分勝手な性格になったように感じられる
言語障がい	☐ 話が通じない、単語の意味がわからないと言う ☐ 言葉がスムーズに出てこない

出典：小長谷陽子 編著「本人・家族のための若年性認知症サポートブック」

認知症の診断・治療はお近くの専門病院や、認知症疾患医療センターに相談しましょう。
 また、どこの病院を受診すればよいのか、今後のことをどのようにしていけばよいのか
 など、迷ったときは、お近くのほんわかセンターへご相談ください。

医療機関、ほんわかセンターの紹介は 18～20 ページに掲載しています。

⑤ 早期発見・早期治療のポイント



イラスト提供@ぱれっと

早期発見・早期治療が重要

◎治る認知症を見逃さない

正常圧水頭症、慢性硬膜下血腫など、早期に治療すれば治るものもあります。

これらの疾患を放置すれば、認知症の症状が改善しなくなることもあります。

◎進行予防は早期治療から

アルツハイマー型の場合は、服薬により症状の進行を遅らせることができます。

できるだけ早く服薬を開始し、よい状態を保つことが大切です。

脳血管性の場合は、高血圧の治療や脳血流の改善薬により、脳梗塞脳内出血の再発を防ぐことで進行を予防できます。

アルコール性の場合は、原因となるアルコールを飲まないようにすることが必要です。断酒の治療、栄養改善のための治療を受ける必要があります。

糖尿病・脂質異常症・高血圧などの生活習慣病が悪化すると、認知症の症状も悪化します。認知症によるもの忘れなどにより生活習慣病の治療が難しくなると、結果として認知症が悪化するという悪循環が起こりかねません。



◎制度利用は初診日が重要

精神障がい者保健福祉手帳は、初診日から6ヶ月以上経過した時点で作成されます。

障がい年金は、初診日から1年6ヶ月を経過した日（障がい認定日）を基準に支給要件を判断します。

また、就労している間に発症し、精神障がい者保健福祉手帳を取得していれば、離職した場合に、雇用保険の給付日数が付加されます。

◎症状が軽い間に生活の工夫や将来の計画を！

症状が軽い間であれば、自分で工夫して生活することができます。また、初期に診断を受けることによって、仕事上の整理・引継ぎ、家の片付けなどを行うことができます。判断能力が低下した時にどのように自分の意思を尊重し、支援してほしいかを、周りの人に伝えておくなど、自分の意思に沿った生活の計画を立てることができます。

（詳しくは12～13ページをご参照ください）



2. 生活を支える社会福祉制度の活用

1 障がい者手帳

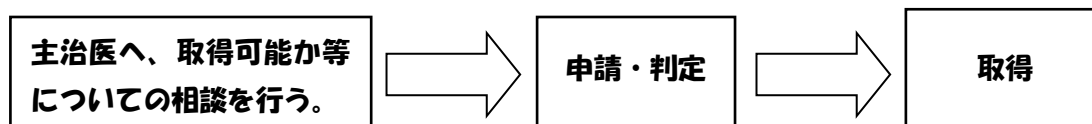
【精神障がい者保健福祉手帳】

認知症は、国際疾病分類第10版（ICD10）により、「精神及び行動の障がい」として位置づけられており、認知症の症状のために日常生活に支障が見られる場合には取得が可能となりますことがあります。医療機関に初めてかかった日（初診日）から6ヶ月経過した時点での障がいの程度で決められます。

手帳の程度によって、1級から3級までの区分があります。

1級	日常生活を1人で送ることが難しく、常時介助が必要な状態
2級	必ずしも常時介助を受ける必要はないが、日常生活に困難がある状態
3級	重度の障がいはないが、日常生活や社会生活で制約がある状態

～取得までの流れ（初診日から6ヶ月経過後）～



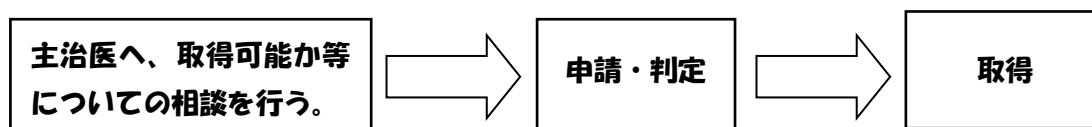
問い合わせ先：市障がい福祉課

☎ 0721-25-1000

【身体障がい者手帳】

若年性認知症の場合は、認知症の原因となる疾患によって、身体機能の障がいが出現している場合や、症状の進行により身体機能が著しく低下している場合に取得が検討されます。

～取得までの流れ（初診日から6ヶ月経過後）～



問い合わせ先：市障がい福祉課

☎ 0721-25-1000

手帳を取得すれば・・・

手帳による生活上の優遇措置



○生活福祉資金の貸付

低所得者、障がい者や高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目的として貸付を行う制度です。

問い合わせ先：富田林市社会福祉協議会 ☎ 0721-25-8200

○電話番号案内の無料扱い

※ご利用の前にNTTへの事前登録が必要です。

問い合わせ先：NTTふれあい案内担当 ☎ 0120-104-174

○携帯電話料金の割引

問い合わせ先：各携帯電話の取り扱い店や、お客様センター

○NHK受信料の免除

問い合わせ先：NHKふれあいセンター ☎ 0570-077-077

手帳による税制の優遇措置

○所得税・相続税・贈与税の軽減

問い合わせ先：富田林税務署 ☎ 0721-24-3281

○住民税の軽減

問い合わせ先：市課税課 ☎ 0721-25-1000

○自動車税の減免

問い合わせ先：南河内府税事務所 ☎ 0721-25-1131

※軽自動車の場合の問い合わせ先：市課税課 ☎ 0721-25-1000

○自動車取得税の減免

問い合わせ先：大阪自動車税事務所 和泉分室 ☎ 0725-41-1327

※軽自動車の場合の問い合わせ先：軽自動車検査協会 大阪主管事務所 和泉支所

☎ 072-273-1066

○預貯金等の利子非課税制度

問い合わせ先：各金融機関

※手帳の種類や等級によって受けられる優遇措置が違ふことがありますので、それぞれの窓口にお問い合わせください。

② 自立支援医療（精神通院医療）

精神通院の指定を受けている医療機関で、在宅精神障がい者の医療費の支給が受けられます。自己負担は、原則として医療費の1割です。所得に応じて負担の上限額が定められます。一定所得以上の場合は、疾病の状況により制度の対象外になる場合があります。

対象：精神疾患の通院治療が必要であり、都道府県の指定を受けた医療機関に通院している人（医療機関で相談してください）。

※精神障がい者保健福祉手帳と同時に申請可能

問い合わせ先：市障がい福祉課 ☎ 0721-25-1000

③ 高額療養費助成制度

1ヶ月の医療費の自己負担が負担限度額を超えた場合、支払った後に負担限度額を超過した分の金額が払い戻される制度。

問い合わせ先：国民健康保険	→市保険年金課
後期高齢者医療制度	→市福祉医療課
全国健康保険協会	→全国健康保険協会の各都道府県支部
その他社会保険	→勤め先の健康保険組合

④ 傷病手当金

病気や怪我のために働けず、3日以上連続で休んだ場合、4日目以降、休んだ日に対して支給される休業給付（1年6ヶ月が限度）。ただし、給与の支払いを受けた場合は支給されません。対象は国民健康保険以外の被用者保険の被保険者。

問い合わせ先：職場の人事部や全国健康保険協会の各都道府県支部

⑤ 特別障がい者手当

精神または身体に著しい重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護が必要な20才以上の在宅障がい者に支給される手当。

認知症が進行し、日常生活において常時介護が必要になった場合には該当することがあります。

問い合わせ先：市障がい福祉課 ☎ 0721-25-1000

⑥ 障がい年金（基礎年金・厚生年金・共済年金）

障がい年金は、病気やけがで仕事を続けることが困難となった人や、その家族の生活を支えるための公的年金です。公的年金の受給資格のある人が障がい者となった場合は、障がい年金を申請できます。

障がい基礎年金（１～２級）、障がい厚生年金及び障がい共済年金（１～３級）があります。
初診日に年金に加入していることが必要です。



天王寺年金事務所へ請求する場合、まずは「年金の予約相談」を利用してください。また予約を取るときに、障がい年金の請求に必要な書類を確認してください。手続き開始から年金受給までには時間を要しますので、対象となる方は早めに手続きすることをおすすめします。

問い合わせ先：天王寺年金事務所

年金予約相談「ねんきんダイヤル」

市保険年金課

☎ 06-6772-7531

☎ 0570-05-1165

☎ 0721-25-1000

7 所得を補助するための制度

～子どもへの支援～

親が一定の障がいをもっている場合に、児童扶養手当や医療費の助成を受けることができる場合があります。また、「あしなが育英会」などでも、親が障がいを持っている場合に奨学金を利用できることがあります。

問い合わせ先：児童扶養手当…市こども未来室 ☎ 0721-25-1000
医療費助成…市福祉医療課 ☎ 0721-25-1000
あしなが育英会 ☎ 03-3221-0888

～住宅ローンの返済、生命保険の掛け金～

高度障がいに認定されれば保険の掛け金、ローンの返済等が免除になる場合があります。

8 障がい者福祉制度の利用

障がい者総合支援法に基づくサービスとして、ホームヘルプやショートステイなどの介護給付、就労移行支援などの訓練等給付を利用できる場合があります。

問い合わせ先：市障がい福祉課 ☎ 0721-25-1000

9 就労について

① 雇用の継続を目指す場合

雇用主（企業）や同僚等の支援と理解を得ながら、仕事内容を変更したり、配置転換をしてもらったり、また従業員が一定数以上の企業には障がい者雇用が義務付けられているため、就労中に障がい者手帳を取得することで雇用が継続できる可能性があります。

相談先

■ 大阪障がい者職業センター ☎ 06-6261-7005 E-mail: osaka-ctr@jeed.or.jp	本人や家族、雇用主（企業）からの依頼を受けて、ハローワークと密接な連携のもとで、障がい者に対する専門的な就労支援を行います。
■ 大阪障がい者職業センター南大阪支所 ☎ 072-258-7137 E-mail: minamiosaka-ctr@jeed.or.jp	
■ ハローワーク河内長野 ☎ 0721-53-3081	障がいのある人の職業相談窓口があります。

② 障がい福祉サービスの訓練等給付

障がい者総合支援法に基づき、一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。利用時は市障がい福祉課へ申請し、支給決定を受け、サービス提供事業者と契約することになります。

就労移行支援	一般就労が見込まれる 65 歳未満の障がいのある人に、一定期間、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練及び就職活動に関する支援等を行います。
就労継続支援 A 型	一般就労が困難な障がいのある人で、雇用契約に基づく就労が可能な 65 歳（利用開始時 65 歳）未満の人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練、就職活動に関する支援等を行います。
就労継続支援 B 型	一般就労が困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに就労に必要な知識及び能力向上のための訓練、就職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場の定着のために必要な支援を行います。

問い合わせ先：市障がい福祉課

☎ 0721-25-1000

10 介護保険制度の利用

40歳以上の人は、要介護認定を受けることにより、ホームヘルプやデイサービスなどの介護保険サービスを利用することができます。

問い合わせ先：市高齢介護課

☎ 0721-25-1000

ほんわかセンター ☎ （20 ページ参照）

11 日常生活自立支援事業の活用

認知症や知的障がい・精神障がいなどで判断能力が不十分な方の安心な暮らしをお手伝いする事業です。

例えば・・・福祉サービスの利用援助

日常的金銭管理サービス

通帳や証書類、印鑑等の預かりサービス

問い合わせ先：市社会福祉協議会

☎ 0721-25-8200

12 成年後見制度の活用

認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が低下すると、自分で不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスや施設の入所に関する契約を結ぶことが困難になる場合があります。また、自分に不利益な契約であっても、適切な判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。安心して生活できるように、本人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

相談窓口：ほんわかセンター
社会福祉協議会
日本司法支援センター（法テラス）
弁護士会
司法書士会
家庭裁判所など

13 生活の工夫と将来の計画

活用できる社会福祉制度は症状が軽い間に手続きを行い、進行を遅らせるためにできることを生活の中に取り入れたり、工夫することが必要です。例えば・・・

1. 進行を遅らせるためにできること

①脳を活性化する食事

脳の抗酸化防止に役立つビタミンC、E、βカロチンを含むものを摂りましょう（くだもの、野菜、アーモンド、玄米、オリーブオイルなど）。また、さば・さんま・ぶり・うなぎなどの魚を摂りコレステロールを減らして血液の流れを良くしましょう。



②脳を活性化する運動

運動により全身の血液循環が良くなるので、脳の血流も良くなり神経細胞の活性化につながります。1日30分のウォーキング、水泳など取り組みやすいものを継続して行うことが大切です。



③余暇活動、外出、旅行

今まで続けてきた趣味は、ご家族や友人に協力してもらいながらできるだけ続けていきましょう。人との交流はとても大切です。病気のこと、ご自分の気持ちなどを話し、理解してほしいことを伝えましょう。

④その他

二日遅れの日記や友人に手紙を書くこと、2品以上のおかずを同時に調理すること、歌を歌いながら体操することなど、脳を鍛える動作を生活に取り入れましょう。またマッサージや好きな香り

のアロマオイルを使うなどしてリラックスできる時間をもつことも大切です。

2. 生活上で工夫できること、計画的に進めておくこと

- ①大きく予定が書けるカレンダーを利用して、外出予定や忘れてはいけないことを詳しく書き込んでおきます。今日が何日かわからなくなる人は1週間、1日タイプのものがよいかもしれません。いろいろと試してみましょう。



- ②大切なもの（保険証やカード類、めがねなど）、外出時に必要なもの（財布、携帯電話、カギなど）は決まった場所に置くようにします。置き忘れていたらご家族やヘルパーさんがその場所に置くように徹底します。そうするといつも何かを探す手間がなくなります。

- ③お薬の飲み忘れがないようにお薬カレンダー、携帯電話や時計のアラームを利用してみましょう。



お薬の種類が多くて困るときは、1回分のお薬を1包化してもらえる場合がありますので、医師・薬剤師に相談しましょう。

- ④ 歯科治療を早い段階で進めていく必要があります。認知症が進行すると、自分で口腔ケアを行うことが難しくなり、虫歯や歯槽膿漏が進行することが多いためです。また、治療時に口を開けていることや、継続して通院することが難しくなります。

- ⑤車の運転は、慣れた道でも迷ったり、とっさの判断が難しくなり危険です。道路交通法でも認知症と診断された場合の運転は禁止されています。売却や廃車することも検討し、車に乗らないように工夫しましょう。

<参考>

大阪府では、運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた大阪府在住の 65歳以上の人がサポート企業・店舗で特典を受けられる高齢者運転免許自主返納サポート制度があります。（大阪府都市整備部 交通道路室道路環境課 安全対策グループ ☎ 06-6944-9290）

- ⑥終末期医療について、本人・家族の希望を話し合っておくほうがよいでしょう。認知症に限らず、食事を口から摂取できなくなると、胃ろう（腹部と胃に穴をあけてチューブを装着し、外部から胃に直接栄養を入れる）を造設したり、呼吸が停止すると、人工呼吸器（人工的に肺に空気を出し入れして呼吸を補助する機械）を使用することがあります。本人が意思表示できなくなってから選択を迫られると、家族はとても迷います。医療的なアドバイスが必要なときは、医師や看護師に相談しましょう。

14 交流会・仲間作り

1. 交流会

仕事を退職したあとの居場所づくりや、同じ若年性認知症の人と交流を図ることが大切です。本人同士が知り合い、自由に話し合ったり、お互いの経験を共有することができる場として交流会があります。詳しい内容、活動日、活動場所などはお問い合わせください。

認知症ケアを推進する会 おれんじパートナー 富田林市内	問い合わせ先：井尻 ☎ 090-3996-0071
さくらの会 富田林市内	問い合わせ先：坂元 ☎ 090-7554-1039 ☎ 0721-33-1893
桃山なごみ会 和泉市まなび野	問い合わせ先：桃山学院大学 川井研究室 ☎ 0725-54-3131
フェニックス 堺市堺区南瓦町 堺市総合福祉会館内	問い合わせ先：堺市社会福祉協議会 地域包括支援センター統括課 ☎ 072-238-3636
堺・若年性認知症支援の会 アクティブ 堺市東区南野田	問い合わせ先：社会福祉法人 野田福祉会 ☎ 072-230-2300
希望の灯り 堺市南区御池台	問い合わせ先：社会福祉法人 朋和会 ☎ 072-293-4800
日々草の会 大阪市西成区出城	問い合わせ先：大阪市社会福祉研修・情報センター ☎ 06-4392-8188
愛都の会 大阪市東成区東小橋	問い合わせ先：ぱーくす倶楽部内 ☎ 06-6972-6491
NPO法人 認知症の人とみんなのサポートセンター 大阪市東成区東小橋	問い合わせ先：ぱーくす倶楽部内 ☎ 06-6972-6490

2. 仲間作り（認知症カフェ）

認知症の人や家族、また地域の人たちが気軽に集い、交流したり音楽を楽しんだりします。



ほんわかカフェ （山中田町） 不定期開催 場所：複合型施設 和が家 山中田、南大伴、西板持、東板持などの周辺地域の方の参加に限ります。 飲み物 無料 問い合わせ先：第2ほんわかセンター ☎ 0721-25-8205
オレンジカフェ （佐備） 不定期開催 場所：グループホーム富田林 市内全域からどなたでも参加可能です。 飲み物各種1杯100円（お菓子つき） 問い合わせ先：グループホーム富田林 ☎ 0721-30-3858
とんとんカフェ （向陽台） 不定期開催 場所：特別養護老人ホーム 富美ヶ丘荘 市内全域からどなたでも参加可能です。医療・福祉の相談ができます。 飲み物各種1杯100円 問い合わせ先：富田林病院 ☎ 0721-29-1121
ほんわかカフェ （市内） 不定期開催 場所：総合福祉会館、かがりの郷、または地域の集会所 市内全域からどなたでも参加可能です。 飲み物各種1杯100円 問い合わせ先：第2ほんわかセンター ☎ 0721-25-8205
Nishiki De Café （錦織南） 毎週金曜日 13時～16時 場所：ケアセンターNishiki 1階喫茶コーナー 市内全域からどなたでも参加可能です。高齢福祉の相談ができます。 飲み物各種1杯150円 食べ物各250円 セットは300円 問い合わせ先：ケアセンターNishiki ☎ 0721-26-1165



3. 認知症や家族を支援する富田林市の施策

① 認知症介護家族の交流会

認知症の人を介護しているご家族が集い、互いに思いを分かち合える場です。1人で悩まず、ほっと一息ついてみませんか？

場所：市役所・金剛公民館など（日程など詳しくは下記へお問い合わせください）

※認知症の人が市内在住の場合、市外にお住まいのご家族も参加できます。またご本人も参加できます。交流会への参加が難しい場合は、別室で対応させていただきます。

問い合わせ先：市高齢介護課 ☎ 0721-25-1000

② もの忘れ医療介護相談

認知症サポート医とほんわかセンターの専門職が、認知症の症状やケア・介護、支援方針などの相談に対応します（要予約・市役所にて 日時など詳しくは広報をご覧くださいか下記へお問い合わせください）。

問い合わせ先：市高齢介護課 ☎ 0721-25-1000

③ ものわすれ相談

ほんわかセンターの保健師・看護師が、ものわすれなどの認知症の症状や接し方など、認知症に関する相談に対応します。

※出張相談会を行っています。地域の集会所、市内の病院/診療所などで実施します（詳しくは下記へお問い合わせください）。

問い合わせ先：市高齢介護課 ☎ 0721-25-1000

④ 認知症サポーター養成講座

認知症の人やそのご家族のことを理解し、あたたかく見守る「認知症サポーター」の養成講座を各地域に出向いて実施しています。１０人集まれば個人宅でも出張開催します。

問い合わせ先：市高齢介護課

☎ ０７２１－２５－１０００

⑤ 徘徊高齢者SOSネットワーク

認知症の高齢者等が行方不明になった際、ネットワーク参加機関（公共機関・交通機関等）に対象者の情報を提供し、早期発見につなげます。徘徊のおそれのある高齢者等の名前、特徴や写真などの情報を、ご家族やご本人の同意を得て、SOSネットワークに事前登録しておくことで、行方不明時などの緊急時に、関係機関への情報発信が速やかに開始されます。

SOSネットワークの流れ

①行方が分からなくなった時

警察に捜査を依頼、高齢介護課へ支援要請



②情報の発信

FAXやとんだばやしメール（同時一斉送信）を利用して、関係機関等へ本人の情報を発信し、協力依頼をします。

情報の発信先は、介護保険事業所、公共交通機関、新聞販売所等です。

※具体的な搜索活動を依頼するものではありません。

問い合わせ先：市高齢介護課

☎ ０７２１－２５－１０００

⑥ 位置検索用端末機の貸与

徘徊を伴う認知症高齢者等の家族に位置検索用端末機を貸与します。徘徊高齢者等に位置検索端末機を携帯してもらい、徘徊した場合には、電話やパソコン等で居場所を確認することができます。

対象：６５歳以上の在宅高齢者や、若年性認知症で徘徊が認められる人

※基本料金、位置情報提供料金、現場急行料金などの利用料が必要です。

問い合わせ先：市高齢介護課

☎ ０７２１－２５－１０００

7 「災害・緊急時の安心携帯カード」の発行

事故にあってけがをしたり、災害などで避難所生活になるようなときに、病気やアレルギー、薬などの情報、緊急連絡先などを書き込んだカードをもっていると、素早い援助につながります。個人情報を書き込みますので、書き込む内容を十分に考えたうえで、ご自身の責任でご使用ください。

配布場所：市役所・保健センター・金剛連絡所等の市公共施設
市ウェブサイトからダウンロードすることもできます。

問い合わせ先：市危機管理室
☎ 0721-25-1000

災害・緊急時の安心携帯カード 名前(なまえ) _____ 年 月 日記入 おとこ・おんな		救急安心センターおおさか 「体調が悪くなった」「けがをした」などで、病院へ行った方が 良いか 救急車を呼んだ方がよいかなど迷ったときは相談を #7119 または 06-6582-7119	
生年月日(たんじょうび)	TEL(でんわばんごう)	災害用伝言ダイヤル 171 ～被災地域内と他の地域を結ぶ声の伝言板～ ①「171」にダイヤルする ②音声案内が流れます ③伝言を録音する時は「1」を押す ④伝言を再生する時は「2」を押す ⑤被災地の電話番号を市外局番からダイヤルする もしものときのために、あなた自身の情報を書いて 財布などに携帯しましょう ※富田林市	
住所(じゅうしょ) 富田林市	避難所(にげるところ)		
連絡先(れんらくしてほしいひと)①	TEL(でんわばんごう)	よく行く病院	TEL(でんわばんごう)
連絡先(れんらくしてほしいひと)②	TEL(でんわばんごう)	よく行く病院	TEL(でんわばんごう)
助けがいるときに自分のことで伝えたいこと		よく行く薬局	TEL(でんわばんごう)
		いつも使っている薬	
		病名(びょうきのなまえ)	

8 「鶴亀携帯版」の発行

財布等に携帯し、外出先で救急搬送や道に迷って保護された場合に、救急隊員や発見者がこれを参考に、ご家族や関係機関へ連絡をとるために活用するものです。

問い合わせ：市高齢介護課
☎ 0721-25-1000

(表) 鶴亀携帯版 氏名 _____ 年 月 日生 _____ 住所 _____ 電話 _____ 血液型 _____ 緊急連絡先 _____ _____ 在住 _____ 在住		(裏) かかりつけ病院 _____ 主な病名 _____ 既往症(手術歴) _____ 関係機関 _____ 発行 発行番号 第1ほんわかセンター (0721-25-1000)
---	--	--

4. 大阪府内認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターとは??



認知症の鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、心理・行動症状への対応についての相談を行う専門医療機関で、都道府県・政令指定都市が指定する病院に設置されています。

富田林市の地域では・・・

『大阪さやま病院』が指定を受けています。

大阪狭山市岩室3-216-1 ☎072-365-1875

病院名	所在地	地域区分
社会医療法人北斗会 さわ病院	豊中市城山町 1-9-1 ☎ 0120-004-142 最寄駅：阪急宝塚線／服部天神又は曽根	池田市・箕面市 豊中市・吹田市 豊能町・能勢町
医療法人 大阪精神医学研究所 新阿武山病院	高槻市奈佐原 4-10-1 ☎ 072-693-1892 最寄駅：JR 京都線／摂津富田	摂津市・茨木市 高槻市・島本町
医療法人三上会 総合病院 東香里病院	枚方市東香里 1-24-34 ☎ 072-853-0540 最寄駅：京阪本線／香里園又は枚方市 京阪バス東香里病院前	枚方市・寝屋川市 守口市・門真市 大東市・四條畷市 交野市
医療法人清心会 八尾こころのホスピタル	八尾市天王寺屋 6-59 ☎ 0120-977-341 最寄駅：JR 大和路線／志紀	東大阪市・八尾市 柏原市
医療法人六三会 大阪さやま病院	大阪狭山市岩室 3-216-1 ☎ 072-365-1875 最寄駅：南海高野線／金剛	松原市・藤井寺市・太子町 羽曳野市・富田林市 大阪狭山市・河内長野市 千早赤阪村・河南町
医療法人河崎会 水間病院	貝塚市水間 5 1 ☎ 072-446-8102 最寄駅：水間鉄道／水間	和泉市・泉大津市・高石市 岸和田市・貝塚市・阪南市 泉佐野市・泉南市・忠岡町 熊取町・田尻町・岬町
社会医療法人北斗会 ほくとクリニック病院	大阪市大正区三軒家西 1-18-7 ☎ 06-6554-9707 最寄駅：JR 環状線又は地下鉄長堀鶴見緑地線／大正	大阪市
大阪市立 弘済院附属病院	吹田市古江台 6-2-1 ☎ 06-6871-8073 最寄駅：大阪モノレール又は阪急千里線／山田	大阪市
大阪市立大学 医学部附属病院	大阪市阿倍野区旭町 1-5-7 ☎ 06-6645-2896 最寄駅：地下鉄・JR／天王寺 又は近鉄南大阪線／大阪阿部野橋	大阪市
医療法人遊心会 咲く花診療所	大阪市淀川区西中島 6-7-20 クルーム新大阪 1 番館 1 階 ☎ 06-6301-0377 最寄駅：JR 京都線・地下鉄御堂筋線／新大阪	大阪市
社会福祉法人恩賜財団 大阪府済生会 野江病院	大阪市城東区古市 1-3-25 ☎ 06-6932-0401 最寄駅：地下鉄長堀鶴見緑地線／今福鶴見	大阪市

病院名	所在地	地域区分
医療法人 葛本医院	大阪市東住吉区北田辺 4-11-21 ☎ 06-6719-0929 最寄駅：JR 阪和線／美章園又は地下鉄谷町線／ 田辺又は近鉄南大阪線／北田辺	大阪市
公益財団法人 浅香山病院	堺市堺区今池町 3-3-16 ☎ 072-222-9414 最寄駅：南海高野線／浅香山又は JR 阪和線／浅香	堺市
医療法人杏和会 阪南病院	堺市中区八田南之町 277 ☎ 072-278-0233 最寄駅：JR 阪和線／津久野又は泉北高速／深井，泉ヶ丘	堺市

5. 相談機関

ほんわかセンターとは？

富田林市に 3 か所ある地域包括支援センターの愛称です。高齢者とご家族の総合相談窓口で、認知症に関する相談もできます。認知症の人やご家族が、地域で安心して暮らし続けられるよう、様々な相談に電話や訪問などで対応しています。

※相談はすべて無料です。



機関名	連絡先	備考
第1ほんわかセンター (富田林市高齢介護課)	0721-25-1000	(担当校区) 喜志・第一 中学校区
第2ほんわかセンター (富田林市社会福祉協議会：かがりの郷)	0721-25-8205	(担当校区) 第二・第三 中学校区
第3ほんわかセンター (富田林市福祉公社：けあばる) (けあばる金剛)	0721-28-8500 0721-69-6901	(担当校区) 金剛・葛城・藤陽・ 明治池 中学校区
若年性認知症コールセンター	0800-100-2707	月～土曜日 (年末年始、祝日を除く) 10:00～15:00
大阪府 認知症コールセンター (NPO 法人 認知症の人とみんなの サポートセンター)	06-6977-2051	月・火・木・金曜日 10:00～16:00



認知症になっても笑顔で暮らせる富田林市をめざして…